

平成十九年三月

社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の説明書

外

務

省

一 概説	一
1 協定の成立経緯	一
2 協定締結の意義	一

二 協定の内容	一
1 定義及び適用対象に関する規定	一
2 強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定	一
3 保険期間の通算及び給付額の計算に関する規定	一
4 その他	一

三 協定の実施のための国内措置	一
-----------------	---

一 概説

1 協定の成立経緯

(1) 我が国とオーストラリアとの間では、相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度への強制加入に関する法令が二重に適用される問題、及び短期間の派遣では就労地国の年金を受給する権利を取得するために必要な期間の要件を満たせないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらの問題が両国の企業及び国民にとつて大きな負担となつていていることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、これらの問題の解決を図ることを目的とする協定を締結することでオーストラリア側と一致し、平成十七年（二千五年）六月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的な合意に達したので、本年二月二十七日にキャンベラにおいて、日本側上田在オーストラリア大使とオーストラリア側ブラフ家族・地域サービス・原住民問題大臣との間でこの協定の署名が行われた。

(2) 我が国にとつてこの種の協定は、ドイツ、英國、韓国、米国、フランス、ベルギー及びカナダとの社会保障協定がある。このオーストラリアとの間の協定は、保険料の掛け捨ての問題を解決するために年金制度への加入期間の通算を行うという点で、ドイツ、米国、フランス、ベルギー及びカナダとの協定と同じであり、また、医療保険制度等に関する法令の適用調整を行わないという点において、ドイツ、英國、韓国及びカナダとの協定と同じである。

2 協定締結の意義

(1) この協定は、年金制度への強制加入に関する法令の適用について両国間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に派遣された被用者等についての保険料の二重負担の問題を解決すること、及び年金を受給する権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、相手国の制度に入加入していく期間と通算することができるようになります。

(2) この協定の締結により、二重適用の問題及び保険料掛け捨ての問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されることにより、両国間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含む両国間の関係がより一層緊密化されることが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文三十一箇条及び末文から成っている。その主要な内容は、次のとおりである。

1 定義及び適用対象に関する規定

- (1) 「領域」、「国民」、「法令」、「権限のある当局」、「実施機関」、「日本国の法令による保険期間」、「オーストラリアにおける就労居住期間」及び「給付」の用語の定義を定める（第一条）。

- (2) この協定が、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用され、オーストラリアについては、老齢年金に関する社会保障法制を構成する法律及び退職年金保障に関する法制について適用されることを定める（第二条）。

2 強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定

- (1) 強制加入に関する法令が被用者に二重適用されている場合において、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則として定める（第六条、第七条及び第十三条）。

- (2) ただし、一時的に相手国に派遣される被用者（第二国との領域を経由する被用者を含む。）の場合には、派遣された日から五年の期間が満了するまで、自国の法令のみを適用することを定める（第八条）。

- (3) 外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める（第九条）。

- (4) ただし、一定の要件が満たされる場合には、(1)から(3)までの規定の例外を認めることについて合意することができることを定める（第十一条）。

- (5) 日本国において就労する者であつてオーストラリアの法令が適用されるものに随伴する配偶者又は子については、原則として、オーストラリアの法令のみを適用することを定める（第十二条）。

3 保険期間の通算及び給付額の計算に関する規定

- (1) 一方の締約国の年金を受給する権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、他方の締約国の年金制度への加入期間を当該一方の締約国の年金制度への加入期間と通算することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさないような場合においても給付を受ける権利を取得できるようにすること等を定める（第十五条及び第十八

条)。

(2) 給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従つて、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給すること等を定める(第十六条及び第十九条)。

4 その他

両国の国民同等の取扱い(第四条)、給付に関する両国の領域同等の取扱い(第五条)、相手国の法令に基づく申請等の受理(第二十条)、給付の支払に際しての通貨及び手数料(第二十一条)、文書の提出に係る行政上の手数料等の減免及び認証等の免除(第二十二条)、両国の関係機関間の相互援助並びに個人情報の伝達及び保護(第二十三条)、両国間の連絡に際しての使用言語(第二十四条)、行政上の取決め及び連絡機関(第二十五条)、協定の解釈等に関する意見の相違の解決(第二十六条)、この協定の検討のための会合(第二十七条)、見出しが協定の解釈に及ぼす影響(第二十八条)、協定の効力発生に当たつての経過措置(第二十九条)、協定の効力発生手続(第三十条)並びに協定の終了手続及び協定によつて取得された給付に関する権利の維持(第三十一条)について定める。

三

協定の実施のための国内措置

(1) この協定を実施するため、国民年金法、厚生年金保険法、共済年金各法の特例等を定める法律案が今次国会に提出されることとなつて いる。

(2) この協定を実施するため、新たな特別の予算措置は、必要としない。